

熊本市交通局 幹線 熊本城・市役所前停留場内において発生した
鉄道事故の調査について
(経過報告)

令和8年2月19日
運輸安全委員会（鉄道部会）

運輸安全委員会は、令和7年3月25日、熊本市交通局の幹線熊本城・市役所前停留場内において発生した鉄道事故（車両衝突事故）について、令和7年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、事実の確認、原因の分析及び再発防止策の検討のために、更に一定の時間を要する状況である。このため、本調査については、本鉄道事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本鉄道事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、鉄道事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、事故の責任を問うために行うものではない。

1. 鉄道事故の概要

熊本市交通局の健軍町停留場発田崎橋停留場行き1両編成ワンマン運転の上り第1096号車（以下「本件車両」という。）の運転士は、令和7年3月25日（火）、通町筋停留場を08時31分（定刻08時28分）に発車し、熊本城・市役所前停留場に向けて走行中、同停留場に停車中の上り第1063号車（以下「先行車両」という。）の手前に本件車両を停車させるべくブレーキを操作したが、本件車両は十分に減速せず先行車両に衝突した。

先行車両及び本件車両にはそれぞれ約30名ずつが乗車しており、このうち15名（先行車両の運転士並びに先行車両及び本件車両の乗客14名）が負傷した。

2. 調査の概要

本鉄道事故は、軌道事故等報告規則（昭和62年運輸省・建設省告示第1号）第1条第1項第1号の「本線路を運転する車両が他の車両と衝突し、又は接触した事故」（車両衝突事故）に該当し、かつ、本件車両の運転士がブレーキを操作したが十分に減速しなかったとの情報、及び、現場付近のレール踏面に付着物があったとの情報により、技術的な観点から原因を究明しておく必要があると認められたことから、運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法施行規則第3条第5号の事故及び同令第4条第7号の事態を定める告示（平成20年運輸安全委員会告示第1号）第1条第2号に定める「特に異例と認められるもの」として、調査対象

とした。

運輸安全委員会は、令和7年3月25日、本鉄道事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の鉄道事故調査官を指名した。現時点までに、車両に関する調査、鉄道施設に関する調査、関係者からの口述聴取、気象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 運行の経過

本件車両の運転士は、通町筋停留場を発車し、熊本城・市役所前停留場に向けて走行中、同熊本城・市役所前停留場に停車中の先行車両の手前に本件車両を停車させるべくブレーキを操作したが十分に減速せず、本件車両は先行車両に衝突した。(図1 参照)

(2) 死傷者

負傷：運転士（先行車両）1名及び乗客14名（先行車両4名、本件車両10名）、合計15名

(3) 車両の主な損傷状況

先行車両の後部に取り付けられた灯火と本件車両の前部に取り付けられた灯火が破損していた。また、バンパーに曲損が認められた。(図2 参照)

(4) 鉄道施設の状況

現場付近の鉄道施設に損傷は見られなかった。なお、調査を行った交差点付近から衝突現場付近の間で、レール踏面には断続的に色の濃い付着物が認められた。(図3 参照)

(5) 気象

晴れ（アメダス：熊本 気温17.5℃、湿度78%）

(※前日10:00～13:10の間で合計0.5mm未満の降雨)

4. 今後の調査

本鉄道事故の原因及び本鉄道事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、本件車両が衝突した経緯などについて、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係機関への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本鉄道事故の原因等の調査を進める。



この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)を使用して作成

図1 本事故発生場所位置図



図2 車両の損傷状況

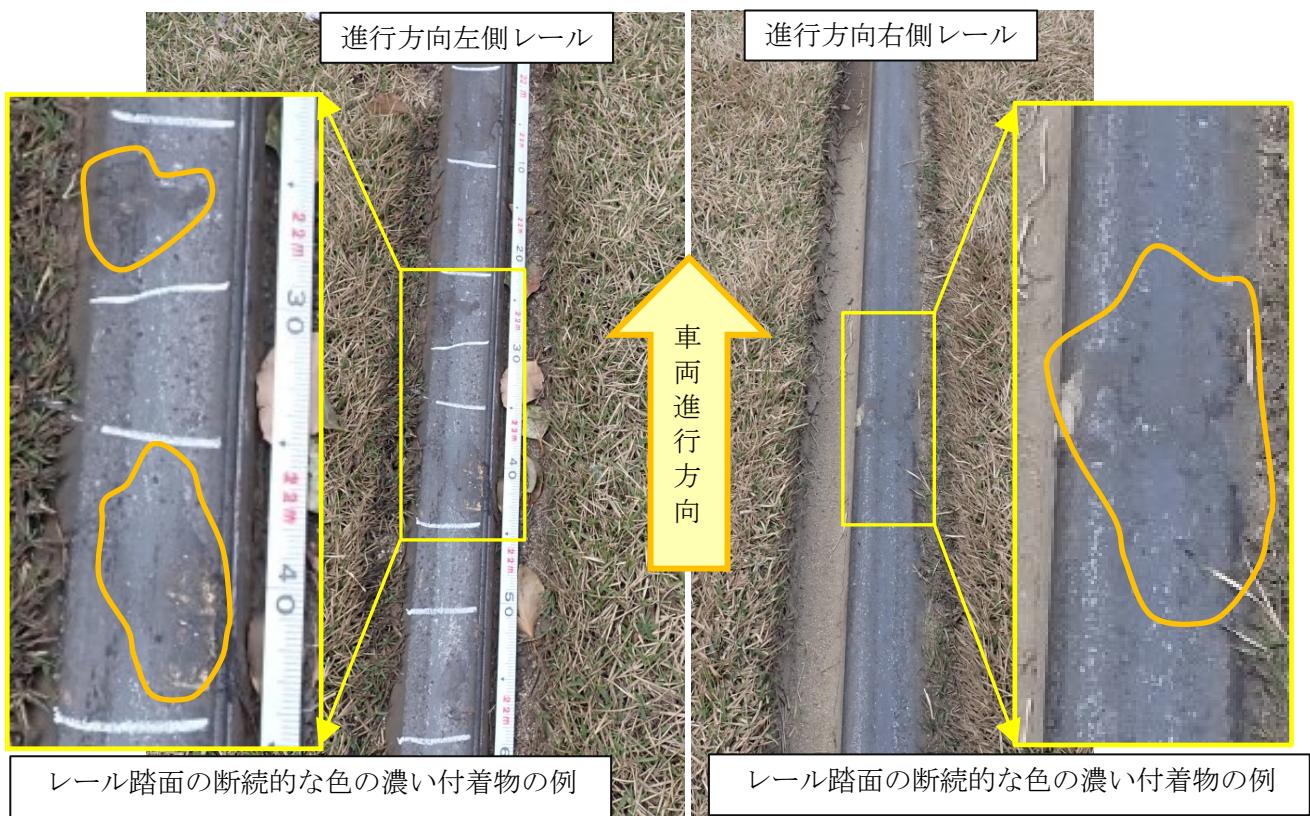


図3 鉄道施設の状況